

静岡県立静岡がんセンター公的研究費内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省及び厚生労働省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において要請されている事項を踏まえ、静岡県立静岡がんセンターにおける公的研究費に係る業務に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、最高管理責任者であるがんセンター局長の命により実施し、公的研究費の適正な執行を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査の対象となる公的研究費は「静岡県立静岡がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程」第2条第1項1号に定める競争的研究費とする。

2 監査の対象期間は、監査を実施する年度の前年度とする。

(監査の実施)

第4条 監査は、実地監査により行う。ただし、監査の事項によっては、書面監査によることができる。

(内部監査室)

第5条 監査は、事務局総務課総務班（以下「内部監査室」という。）が実施する。

2 内部監査室は、最高管理責任者であるがんセンター局長の直轄的な組織として位置づける。

3 内部監査室は、必要に応じて公認会計士等の専門的な知識を有する者を内部監査業務に参画させることができる。

(監査への協力)

第6条 内部監査室は、監査を実施するに当たり、監査の対象の研究者又は事務職員に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

2 監査の対象の研究者又は事務職員は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

(監査計画)

第7条 内部監査室は、毎事業年度の始めに監査計画を作成し、がんセンター局長の承認を得なければならない。

(監査の通知)

第8条 がんセンター局長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ対象の研究者又は事務職員に対し、監査の事項、実施方法、実施期日、監査員の職及び氏名その他必要な事項を文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。

(監査の方法)

第9条 監査は、監査手順要領及び監査マニュアルに従い、経費の執行内容、経費執行の進捗状況及び経費の執行管理等の体制について確認を行う。

(監査の実施報告)

第10条 内部監査室は、監査を終了したときは、監査実施報告書を作成し、がんセンター局長に報告する。ただし、緊急を要すると認められた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(監査結果の通知及び改善の措置)

第11条 がんセンター局長は、監査実施報告書の内容について、監査の対象部門の長に通知する。

- 2 前項の場合において、是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する
- 3 監査の対象部門の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果をがんセンター局長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、がんセンター局長が定める。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月31日から施行する。